

経

営

情

報

2014.5.27

NO.393

平成26年度税制改正のポイント

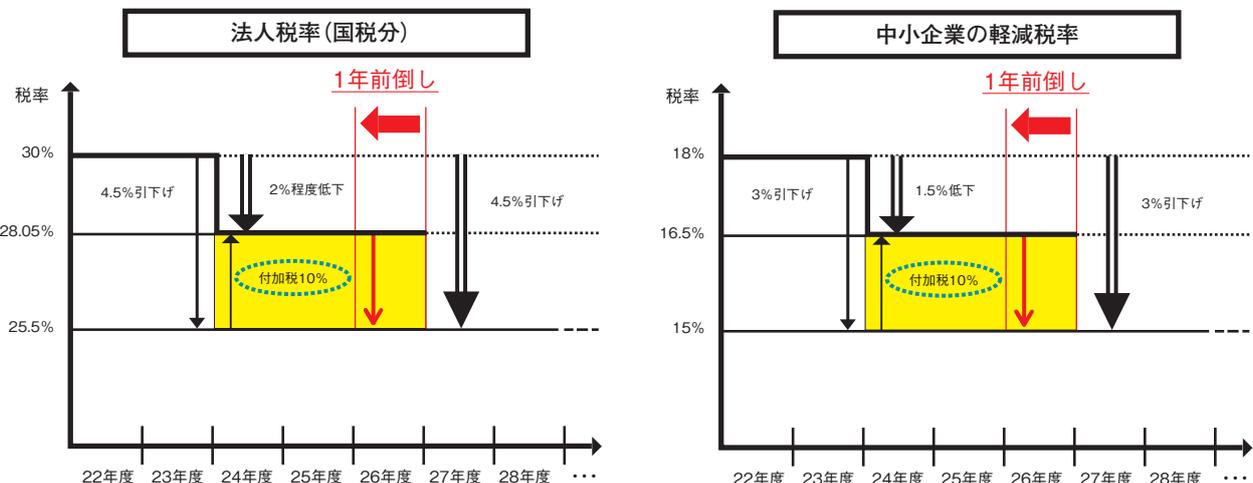
平成26年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正項目

1. 復興特別法人税の1年前倒し廃止
2. 生産性向上設備投資促進税制の創設
3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長
4. 交際費課税の特例措置の見直し
5. 研究開発税制の拡充・延長
6. 所得拡大促進税制の見直し・拡充
7. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

1. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税は、企業が利益に応じて納める法人税を本来の税額より10%上乗せするもので、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について課されておりましたが、経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、1年前倒しで廃止されます。



(資料) 中小企業庁「平成26年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係税制)」

2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

法人が取得等をした生産等設備のうち、【A】先端設備の要件又は【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件のいずれかを満たす生産性向上設備（国内事業の用に供するものに限る）について、即時償却又は最大5%の税額控除を認める措置が創設されました。

➤ 適用期間：3年間（平成26年1月20日から平成29年3月31日までに事業供用する生産性向上設備等）

【対象設備】

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



<対象>

- ◆機械・装置（限定なし）
- ◆器具・備品
(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー^(※)など)
- ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、
- ◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア^(※)
※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ
- ◆工具(ロール)

<確認方法>
各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上（中小企業は5%以上）



※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法> 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

(資料) 中小企業庁「平成26年度税制改正について（中小企業・小規模事業者関係税制）」

【税制措置】

(注) 産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から適用

	H25年度中 (注)	H26年度	H27年度	H28年度
特別償却	即時	即時	即時	50% 特価
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25% 特価
税額控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%

3. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が取得等をした特定機械装置等のうち、2の生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについて、拡充措置（即時償却又は税額控除（資本金3,000万円以下の企業は10%、資本金3,000万円超1億円以下の企業は7%））を講じた上で、適用期限が3年間延長されました。

したがって、中小企業者等が生産性向上設備等に該当する特定機械装置等を取得し税額控除を受ける場合、2の税制より優遇される本制度の利用を検討することができます。

➤ 適用期間：3年間延長(平成26年1月20日から平成29年3月31日までに事業供用する特定機械装置等)

上乗せ措置の適用対象

○旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

- ・すべての機械装置(ソフトウェア組込型装置は最新モデル・二代前モデル、それ以外の装置は最新モデル)
- ・サーバー、試験・測定機器(最新モデルのみ)
- ・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(最新モデルのみ。生産性向上要件なし。)

→工業会等がメーカーから申請を受けて確認

○投資収益率が5%以上となる投資計画に記載された設備(現行措置の対象設備(貨物自動車、内航船舶を除く。))に限る。生産性向上・最新モデル要件なし。

→申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経産局が確認。

改正概要 【適用期間：3年間(平成28年度末まで)】

※上乗せ措置は産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から適用

上乗せ措置(3年間の措置として創設)

特別償却

税額控除

現行措置(3年間の延長)

現行措置

対象業種	ほぼ企業種 (観光業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
機械・装置	すべて(1台160万円以上)
器具・備品	電子計算機(複数合計120万円以上) デジタル複合機(1台120万円以上) 試験又は測定機器(複数合計120万円以上)
工具	測定工具及び検査工具(複数合計120万円以上)
ソフトウェア	複数合計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%

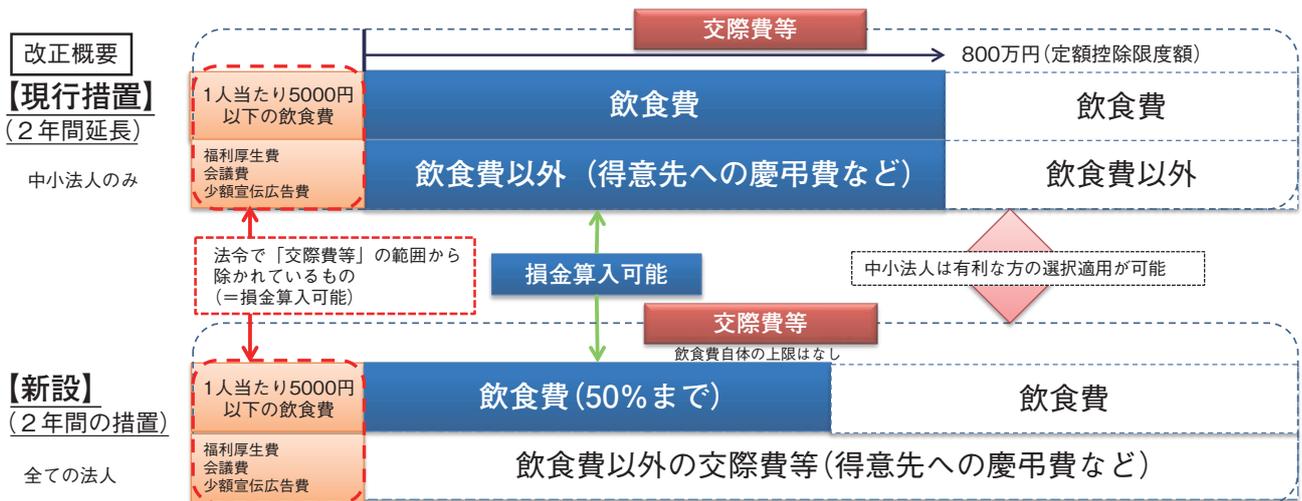
(資料) 中小企業庁「平成26年度税制改正について（中小企業・小規模事業者関係税制）」

4. 交際費課税の特例措置の見直し

中小法人の交際費を800万円まで100%損金算入できる措置の適用期限が2年間延長されました。加えて、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る視点から、全ての法人の交際費（飲食費に限る）について50%損金算入（上限額無し）できる措置（2年間）が創設されました。

中小法人については、現行措置（800万円まで100%）との選択適用が可能です。

➤ 適用期間：2年間延長（平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度）



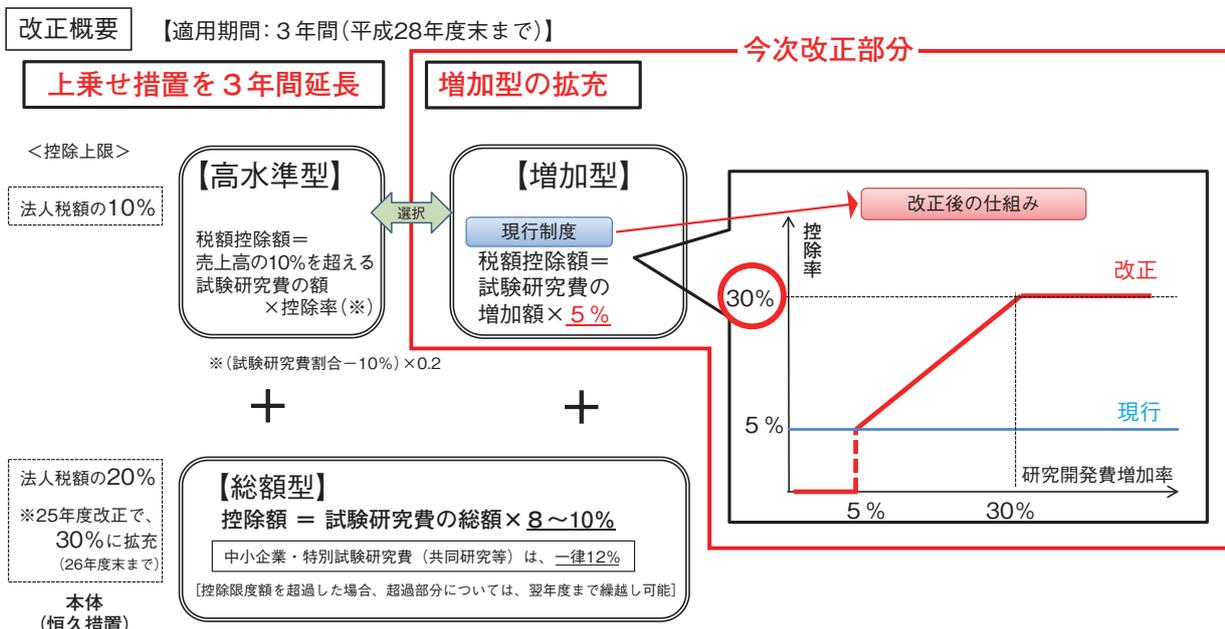
(資料) 中小企業庁「平成26年度法制改正について（中小企業・小規模事業者関係税制）」

5. 研究開発税制の拡充・延長

研究開発税制は、試験研究費の金額や支出状況に応じて税額控除を認める制度です。

今回、時限的措置である上乗せ部分（【高水準型】、【増加型】）の適用期限が3年間延長されるとともに、増加型（試験研究費が直前3年の平均を上回るなど一定の場合）の税額控除割合が研究開発費の増加率に応じて5%から最大30%に引き上げられました。

➤ 適用期間：3年間延長（平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度）



(資料) 経済産業省「平成26年度 経済産業関係 法制改正について」より筆者作成

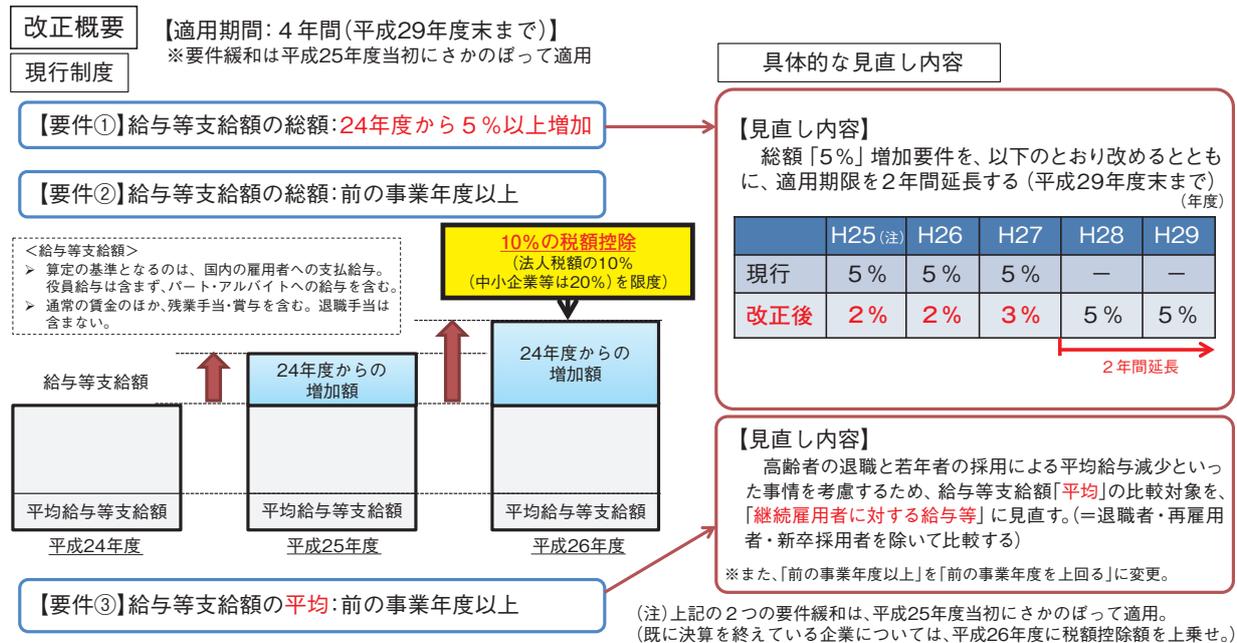
6. 所得拡大促進税制の見直し・拡充

所得拡大促進税制は、国内雇用者に対する給与等を増加した場合^{*}に税額控除を認める制度です。

今回、制度の適用期限が2年間延長されるとともに、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件が緩和されました。

※下表の要件①から要件③のすべてを満たした場合に限る

➤ 適用期限：2年間延長（平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度）



(資料) 中小企業庁「平成26年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係税制)」

7. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等が取得等をした取得価額30万円未満の全ての減価償却資産（年間取得価額合計額300万円までに限る）を対象に即時損金算入を認める制度について、適用期限が2年間延長されました（WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入替えニーズにも対応）。

➤ 適用期間：2年間延長（平成28年3月31日までに事業供用する取得価額30万円未満の減価償却資産）



(資料) 中小企業庁「平成26年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係税制)」

詳しくは下記のホームページをご参照ください。

・ 中小企業庁 財務サポート「税制」 <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

※各制度における適用対象者等の詳細は、顧問税理士等にご確認ください。

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>